

令和3年第4回（6月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	第 35 号議案	吉川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	1
2	第 36 号議案	吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
3	第 37 号議案	吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10
4	第 38 号議案	吉川市税条例及び吉川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	14
5	第 39 号議案	職員のサービスの宣誓に関する条例及び吉川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	54
6	第 40 号議案	財産の取得について	57
7	第 41 号議案	市道の路線廃止及び認定について	58
8	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	59
9	第 42 号議案	令和 3 年度吉川市一般会計補正予算（第 4 号）	—
10	第 43 号議案	令和 3 年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	—
11	第 44 号議案	工事請負契約の締結について	61
12	第 45 号議案	工事請負契約の締結について	62
13	第 46 号議案	工事請負契約の締結について	63

第35号議案

吉川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- (2) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対し

て行うものを除く。)をいう。

(8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(情報システムの整備等)

第3条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関の情報システム(以下単に「情報システム」という。)を整備するものとする。

2 市は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した

個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料、使用料その他の収入金の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料、使用料その他の収入金の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって市の機関が定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として市の機関が定める場合には、市の機関が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の市の機関が定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として市の機関が定める場合には、市の機関が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関

が定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして市の機関が定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の市の機関が定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ市の機関が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月2日提出

提案理由

行政のデジタル化を推進するため、条例等により書面等で行うこととされている申請、届出その他の手続等について、オンラインにより行うことができる環境の整備等をしたいので、この案を提出するものである。

第36号議案

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(小学校等との連携)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、<u>児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>の規定による調整を行うに当たって、特定教育・保育施設による特定教育・保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定教育・保育施設による特定教育・保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じてい</p>	<p>(小学校等との連携)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定教育・保育施設による特定教育・保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定教育・保育施設による特定教育・保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p>

<p>るとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定教育・保育施設は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第2項に規定する事項に係る事務を行う<u>施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第49条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（<u>同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>4 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定教育・保育施設は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第2項に規定する事項に係る事務を行う<u>者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第49条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 略</p>
--	--

<p>5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6～9 略</p>	<p>5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6～9 略</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第37号議案

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第5章 略	第1章～第5章 略
<u>第6章 雑則（第52条）</u>	
附則	附則
（保育所等との連携）	（保育所等との連携）
第23条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>以下この条において同じ。</u> ）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認	第23条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>第3号</u> において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こ

<p>定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第45条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において教育又は保育を提供すること。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、<u>法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げ</p>	<p>ども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第45条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において教育又は保育を提供すること。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げ</p>
---	--

<p>るもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第51条 略</p> <p><u>第6章 雑則</u></p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第52条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	<p>るもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第51条 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正及び本則に1章を加える改正

は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第38号議案

吉川市税条例及び吉川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(吉川市税条例の一部改正)

第1条 吉川市税条例(昭和30年吉川町条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
(個人の市民税の非課税の範囲)	(個人の市民税の非課税の範囲)
第24条 略	第24条 略
2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。	2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金</p>
--	---

<p>額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p>	<p>額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p>
---	--

2～10 略

1.1 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

1.2 略

1.3 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第13条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

年度	略
平成6年度	
平成7年度	
平成8年度	
平成9年度	

2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年

2～10 略

1.1 略

1.2 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 市街化区域農地に係る平成9年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成9年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第13条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

年度	略
平成9年度	
平成10年度	
平成11年度	
平成12年度	

度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第1項に規定する事情により新たに市街化区域農地となった土地に対して課する各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地となった土地に類似する市街化区域農地が前項の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該市街化区域農地となった土地が平成5年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在し、かつ、同項の規定の適用があったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 中表以 外の部 分	平成6 年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日と
------------------------	-----------	--

		する年度をいう。以下この条において同じ。)
	平成5年度に	市街化区域設定年度に
第1項の表	平成6年度	市街化区域設定年度
	平成7年度	市街化区域設定年度の翌年度
	平成8年度	市街化区域設定年度の翌々年度
	平成9年度	市街化区域設定年度から起算して3年度を経過した年度
前項	平成6年度	市街化区域設定年度
	平成5年度	市街化区域設定年度
	前項	次項において準用する前項

4 令和2年度分の固定資産税について前項において準用する第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る前項において準用する第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準とな

<p><u>るべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。</u></p> <p>(免税点の適用に関する特例)</p> <p>第14条 附則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については<u>附則第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</u></p>	<p>(免税点の適用に関する特例)</p> <p>第14条 附則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については<u>同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</u></p>
--	---

(吉川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 吉川市税条例の一部を改正する条例（令和2年吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中網掛け部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中網掛け部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削る。

改正後		改正前	
<p>第1条 吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後条項等とし、移動項に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。</p> <p>次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。</p>		<p>第1条 吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後条項等とし、移動項に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。</p> <p>次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	
改正後	改正前	改正後	改正前

<p>略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u>の規定による申告書(<u>第9項、第10項及び第12項</u>において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第31項及び第35項</u>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条<u>第34項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第2項後段</u>の規定により提出があったものとみなされる申告書に係</p>	<p>略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の規定による申告書(<u>第10項、第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項及び第23項</u>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条<u>第22項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第3項</u>の規定により提出があったもの</p>	<p>略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u>の規定による申告書(<u>第9項、第10項及び第12項</u>において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第31項及び第35項</u>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条<u>第34項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第2項後段</u>の規定により提出があったものとみなされる申告書に係</p>	<p>略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の規定による申告書(<u>第10項、第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項及び第23項</u>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条<u>第22項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第3項</u>の規定により提出があったもの</p>
--	--	--	--

<p>る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>とみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>とみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び</p>	<p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び</p>	<p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び</p>	<p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び</p>

<p>第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告</p>	<p>5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告</p>	<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告</p>	<p>5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告</p>

<p>書を含む。以下この項において同じ。)</p> <p>に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算</p>	<p>書を含む。以下この項において同じ。)</p> <p>に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じ</p>	<p>書を含む。以下この項において同じ。)</p> <p>に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算</p>	<p>書を含む。以下この項において同じ。)</p> <p>に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じ</p>
---	--	---	--

<p>した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>て計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>て計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過</p>	<p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1</p>	<p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過</p>	<p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1</p>

<p>する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告</p>	<p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出さ</p>	<p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されてお</p>	<p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出さ</p>

<p>書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税</p>	<p>該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市</p>	<p>書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税</p>	<p>該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市</p>
--	---	--	---

<p>又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条</p>	<p>民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条</p>	<p>又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条</p>	<p>民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条</p>
--	--	--	--

<p>の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p>	<p>の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p>	<p>の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p>	<p>の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p>
<p>8 略</p>	<p>8 略</p>	<p>8 略</p>	<p>8 略</p>
	<p>9 <u>法人税法第81条</u> <u>の22第1項の規定</u> <u>により法人税に係る</u> <u>申告書を提出する義務</u> <u>がある法人で同法</u> <u>第81条の24第1</u> <u>項の規定の適用を</u> <u>受けているものが、同</u> <u>条第4項の規定の適</u> <u>用を受ける場合に</u> <u>は、当該法人及び当</u> <u>該法人との間に連結</u> <u>完全支配関係（同法</u> <u>第2条第12号の7</u> <u>の7に規定する連結</u> <u>完全支配関係をい</u> <u>う。第50条第3項</u> <u>及び第52条第4項</u> <u>において同じ。）が</u></p>		<p>9 <u>法人税法第81条</u> <u>の22第1項の規定</u> <u>により法人税に係る</u> <u>申告書を提出する義務</u> <u>がある法人で同法</u> <u>第81条の24第1</u> <u>項の規定の適用を</u> <u>受けているものが、同</u> <u>条第4項の規定の適</u> <u>用を受ける場合に</u> <u>は、当該法人及び当</u> <u>該法人との間に連結</u> <u>完全支配関係（同法</u> <u>第2条第12号の7</u> <u>の7に規定する連結</u> <u>完全支配関係をい</u> <u>う。第50条第3項</u> <u>及び第52条第4項</u> <u>において同じ。）が</u></p>

	<p>ある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人</p>		<p>ある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人</p>
--	--	--	--

<p>9 法第321条の8 第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において</p>	<p><u>税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</u></p> <p>10 法第321条の8 第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において</p>	<p>9 法第321条の8 第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において</p>	<p><u>税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</u></p> <p>10 法第321条の8 第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において</p>
--	---	--	---

<p>「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第<u>11</u>項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第<u>12</u>項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第<u>11</u>項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第<u>12</u>項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>
<p><u>10</u> 略</p>	<p><u>11</u> 略</p>	<p><u>10</u> 略</p>	<p><u>11</u> 略</p>
<p><u>11</u> 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>	<p><u>12</u> 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>	<p><u>11</u> 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>	<p><u>12</u> 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>
<p><u>12</u> 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他</p>	<p><u>13</u> 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他</p>	<p><u>12</u> 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他</p>	<p><u>13</u> 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他</p>

<p>の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる」と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施</p>	<p>他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる」と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記</p>	<p>の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる」と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けてい</p>	<p>他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる」と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けてい</p>
---	---	--	--

<p>行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>	<p>載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>	<p>行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>	<p>載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>
<p><u>1 3</u> 略</p>	<p><u>1 4</u> 略</p>	<p><u>1 3</u> 略</p>	<p><u>1 4</u> 略</p>
<p><u>1 4</u> <u>第 1 2 項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第 9 項</u>の申告につき<u>第 1 2 項</u>の規定の適用を受けををやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>1 5</u> <u>第 1 3 項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第 1 0 項</u>の申告につき<u>第 1 3 項</u>の規定の適用を受けををやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>1 4</u> <u>第 1 2 項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第 9 項</u>の申告につき<u>第 1 2 項</u>の規定の適用を受けををやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>1 5</u> <u>第 1 3 項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第 1 0 項</u>の申告につき<u>第 1 3 項</u>の規定の適用を受けををやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>
<p><u>1 5</u> <u>第 1 2 項</u>前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 3 2 1 条の</p>	<p><u>1 6</u> <u>第 1 3 項</u>前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 3 2 1 条の</p>	<p><u>1 5</u> <u>第 1 2 項</u>前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 3 2 1 条の</p>	<p><u>1 6</u> <u>第 1 3 項</u>前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 3 2 1 条の</p>

<p>8 <u>第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第12項</u>前段の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項</u>前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>16</u> <u>第12項</u>後段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第14項</u>の届出書の提出又は法人税法<u>第75条の5</u>第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<u>第12項</u>後段の期間内に行う<u>第9項</u>の申</p>	<p>8 <u>第51項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第13項</u>前段の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項</u>前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>17</u> <u>第13項</u>後段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第15項</u>の届出書の提出又は法人税法<u>第75条の4</u>第3項若しくは第6項(同法<u>第81条の2</u>の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処</p>	<p>8 <u>第61項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第12項</u>前段の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項</u>前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>16</u> <u>第12項</u>後段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第14項</u>の届出書の提出又は法人税法<u>第75条の5</u>第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<u>第12項</u>後段の期間内に行う<u>第9項</u>の申</p>	<p>8 <u>第51項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第13項</u>前段の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項</u>前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>17</u> <u>第13項</u>後段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第15項</u>の届出書の提出又は法人税法<u>第75条の4</u>第3項若しくは第6項(同法<u>第81条の2</u>の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処</p>
---	--	---	--

<p>告については、<u>第12項</u>後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>	<p>分があった日の翌日以後の<u>第13項</u>後段の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項</u>後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>	<p>告については、<u>第12項</u>後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>	<p>分があった日の翌日以後の<u>第13項</u>後段の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項</u>後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>
<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)</p>	<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)</p>	<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)</p>	<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)</p>
<p>第50条 略</p>	<p>第50条 略</p>	<p>第50条 略</p>	<p>第50条 略</p>
<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は<u>第31項</u>の納期限(同条<u>第35項</u>の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長され</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項</u>又は<u>第19項</u>の納期限(同条<u>第23項</u>の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、<u>第2項</u>又は<u>第4項</u>の納期限とし、納期限の延長があった場合に</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は<u>第31項</u>の納期限(同条<u>第35項</u>の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合に</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項</u>又は<u>第19項</u>の納期限(同条<u>第23項</u>の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、<u>第2項</u>又は<u>第4項</u>の納期限とし、納期限の延長があった場合に</p>

<p>た納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>は、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>た納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>は、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出さ</p>	<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に</p>	<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出さ</p>	<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に</p>

<p>れた場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法</p>	<p>れた場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法</p>
--	--	--	--

<p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下こ</p>	<p><u>人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）</u> による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告</p>	<p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下こ</p>	<p><u>人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）</u> による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告</p>
--	--	--	--

<p>の項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき</p>	<p>書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき</p>	<p>の項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき</p>	<p>書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき</p>
---	--	---	--

<p>市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4</p>	<p>市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4</p>	<p>市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 略</p> <p>2及び3 略</p>
---	---	---	---

<p>項に規定する市民税 にあつては、第1号 に掲げる期間に限 る。) 」とあるの は、「当該当初申告 書の提出により納付 すべき税額の納付が あつた日(その日が 第52条第1項の法 人税額の課税標準の 算定期間の末日の翌 日以後2月を経過し た日より前である場 合には、同日) から 同条第1項の申告書 の提出期限までの期 間」と読み替えるも のとする。</p>	<p>項に規定する市民税 にあつては、第1号 に掲げる期間に限 る。) 」とあるの は、「当該当初申告 書の提出により納付 すべき税額の納付が あつた日(その日が 第52条第1項の法 人税額の課税標準の 算定期間の末日の翌 日以後2月を経過し た日より前である場 合には、同日) から 同条第1項の申告書 の提出期限までの期 間」と読み替えるも のとする。</p> <p>4 法人税法第81条 の22第1項の規定 により法人税に係る 申告書を提出する義 務がある法人で同法 第81条の24第1 項の規定の適用を受 けているもの及び当 該法人との間に連結 完全支配関係がある 連結子法人(連結申</p>		<p>4 法人税法第81条 の22第1項の規定 により法人税に係る 申告書を提出する義 務がある法人で同法 第81条の24第1 項の規定の適用を受 けているもの及び当 該法人との間に連結 完全支配関係がある 連結子法人(連結申</p>
---	---	--	---

	<p>告法人に限る。)</p> <p>は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければ</p>		<p>告法人に限る。)</p> <p>は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければ</p>
--	---	--	---

	<p><u>ならない。</u></p> <p><u>5 第48条第7項の</u> <u>規定は、前項の延滞</u> <u>金額について準用す</u> <u>る。この場合におい</u> <u>て、同条第7項中</u> <u>「前項の規定にかか</u> <u>わらず、次に掲げる</u> <u>期間（詐偽その他不</u> <u>正の行為により市民</u> <u>税を免れた法人が法</u> <u>第321条の11第</u> <u>1項又は第3項の規</u> <u>定による更正がある</u> <u>べきことを予知して</u> <u>提出した修正申告書</u> <u>に係る市民税又は令</u> <u>第48条の16の2</u> <u>第3項に規定する市</u> <u>民税にあつては、第</u> <u>1号に掲げる期間に</u> <u>限る。）」とあるの</u> <u>は、「当該当初申告</u> <u>書の提出により納付</u> <u>すべき税額の納付が</u> <u>あった日（その日が</u> <u>第52条第4項の連</u> <u>結法人税額の課税標</u> <u>準の算定期間の末日</u></p>		<p><u>ならない。</u></p> <p><u>5 第48条第7項の</u> <u>規定は、前項の延滞</u> <u>金額について準用す</u> <u>る。この場合におい</u> <u>て、同条第7項中</u> <u>「前項の規定にかか</u> <u>わらず、次に掲げる</u> <u>期間（詐偽その他不</u> <u>正の行為により市民</u> <u>税を免れた法人が法</u> <u>第321条の11第</u> <u>1項又は第3項の規</u> <u>定による更正がある</u> <u>べきことを予知して</u> <u>提出した修正申告書</u> <u>に係る市民税又は令</u> <u>第48条の16の2</u> <u>第3項に規定する市</u> <u>民税にあつては、第</u> <u>1号に掲げる期間に</u> <u>限る。）」とあるの</u> <u>は、「当該当初申告</u> <u>書の提出により納付</u> <u>すべき税額の納付が</u> <u>あった日（その日が</u> <u>第52条第4項の連</u> <u>結法人税額の課税標</u> <u>準の算定期間の末日</u></p>
--	--	--	--

	<p><u>の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が</u></p>		<p><u>の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が</u></p>
--	---	--	---

	<p><u>第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p>		<p><u>第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p>
略	略	略	略
附 則	附 則	附 則	附 則
略	略	略	略
<p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p>	<p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p>	<p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p>	<p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p>
<p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日</p>	<p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日</p>	<p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日</p>	<p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日</p>

<p>からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条第8項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到</p>	<p>からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条第8項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の</p>	<p>からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条第8項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の</p>	<p>からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条第8項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の</p>
--	--	--	--

<p>来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じ</p>	<p>提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率の</p>	<p>提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率の</p>	<p>提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率の</p>
---	--	--	--

<p>て計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p>	<p>うち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p>	<p>うち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p>	<p>うち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p>
<p>2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。</p>	<p>2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に</p>	<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

略	<p>該当するときは、これらの日の翌日)をいう。</p>	略	略
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 第1条中吉川市税条例第24条、第34条の2、第36条の2、附則第3条の2第1項及び第2項(「及び第4項」を削る部分を除く。)、附則第4条第1項(「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削る部分並びに「第1及び第4項」を「第1項」に改める部分を除く。)、附則第17条並びに附則第17条の2第3項の改正、附則第23条の次に3条を加える改正(第1号に掲げる規定による改正を除く。)、第2条中吉川市税条例附則第10条及び第10条の2の改正並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日</p> <p>(4) 略</p>		<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 第1条中吉川市税条例第24条、第34条の2、第36条の2、附則第3条の2第1項及び第2項(「及び第4項」を削る部分を除く。)、附則第4条、附則第17条並びに附則第17条の2第3項の改正、附則第23条の次に3条を加える改正(第1号に掲げる規定による改正を除く。)、第2条中吉川市税条例附則第10条及び第10条の2の改正並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第1条中吉川市税条例第19条、第20</p>	

<p>(5) 第1条中吉川市税条例第19条、第20条、第23条、第31条、第48条、第50条、第52条、附則第3条の2第2項（第3号に掲げる規定による改正を除く。）並びに附則第4条第1項（第3号に掲げる規定による改正を除く。）及び第2項の改正並びに附則第4条の規定 令和4年4月1日</p>	<p>条、第23条、第31条、第48条、第50条、第52条及び附則第3条の2第2項（第3号に掲げる規定による改正を除く。）の改正並びに附則第4条の規定 令和4年4月1日</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中吉川市税条例附則第6条の改正 令和4年1月1日
- (2) 第1条中吉川市税条例第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の改正並びに次条の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中吉川市税条例附則第10条の2第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に1項を加える改正 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号の規定による改正後の吉川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の吉川市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和3年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が公布されたことに伴い、個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し、セルフメディケーション税制の延長その他所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第39号議案

職員の服務の宣誓に関する条例及び吉川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和30年吉川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前						
<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者に対し、別記様式による宣誓書を提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>様式(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="220 1249 802 1447"> <tr> <td style="text-align: center;">宣 誓 書</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">氏 名</td> </tr> </table>	宣 誓 書	略	氏 名	<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者に対し、別記様式による<u>署名した</u>宣誓書を提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>様式(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="831 1249 1414 1447"> <tr> <td style="text-align: center;">宣 誓 書</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">氏 名㊟</td> </tr> </table>	宣 誓 書	略	氏 名 ㊟
宣 誓 書							
略							
氏 名							
宣 誓 書							
略							
氏 名 ㊟							

(吉川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 吉川市固定資産評価審査委員会条例(平成8年吉川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。)を削る。

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4</u> <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p>
<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u>押印</u>しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(口頭審理)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6及び7 略</p>	<p>(口頭審理)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者が署名押印</u>しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6及び7 略</p>

<p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 審理を行った委員及び調書を作成した書記が署名しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(実地調査)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 調査を行った委員及び調書を作成した書記が署名しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 審理を行った委員及び調書を作成した書記が署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(実地調査)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 調査を行った委員及び調書を作成した書記が署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

行政手続等における市民等の負担を軽減するため、職員のサービスの宣誓に関する宣誓書等に係る押印等の見直しをしたいので、この案を提出するものである。

第40号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 財産の種類 土地
- 2 場 所 埼玉県吉川市大字中曾根字八幡9 1 7 番 1
- 3 面 積 2 8, 2 4 9 平方メートル
- 4 取得金額 7 5 6, 0 9 4, 6 5 5 円
- 5 契約の相手方 住 所 埼玉県吉川市きよみ野一丁目 1 番地 吉川市役所内
氏名又は名称 吉川市土地開発公社
代表者職氏名 理事長 椎葉祐司

令和3年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内の業務系用地として土地を取得したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第3条の規定により、この案を提出するものである。

第41号議案

市道の路線廃止及び認定について

次のとおり市道の路線廃止及び路線認定をすることについて議決を求める。

1 路線廃止

路線名	起 点	終 点
1-1283	大字川藤字榎戸400番地先	大字川藤字榎戸374番地先

2 路線認定

路線名	起 点	終 点
1-1283	大字川藤字榎戸400番地先	大字川藤字榎戸393番1地先

令和3年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川市大字川藤地内における開発に伴う市道払下げにより、終点が変更となる路線について廃止及び認定をしたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したいので意見を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 岡田明子

生年月日 ○○○○○○○○○○○

令和3年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

人権擁護委員の関根剛氏が令和3年9月30日をもって任期満了となるため、その後任者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 岡田明子

生年月日 ○○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○○○○○○

経 歴

昭和54年	4月から	三郷市立新和小学校勤務
昭和60年	3月まで	
昭和60年	4月から	吉川町立南中学校勤務
平成7年	3月まで	
平成7年	4月から	吉川町立中央中学校勤務
平成8年	3月まで	
平成8年	4月から	吉川市立中央中学校勤務
平成11年	3月まで	
平成11年	4月から	八潮市立八潮中学校勤務
平成14年	3月まで	
平成14年	4月から	吉川市立吉川小学校勤務
平成22年	3月まで	
平成22年	4月から	吉川市立中曽根小学校勤務
平成28年	3月まで	
平成29年	9月から	吉川市立中央中学校非常勤講師
平成30年	2月まで	
令和元年	9月から	吉川市立美南小学校非常勤講師
令和2年	2月まで	
平成15年	4月から	吉川市スポーツ推進委員
現在に至る		
平成28年	4月から	吉川市小・中学校学力向上支援員
令和3年	2月まで	

第44号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その3）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和4年9月30日まで
- 4 請負金額 385,000,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目1番4号
氏名又は名称 荏原実業株式会社関東支社
代表者職氏名 支社長 原川和之

令和3年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その3）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第45号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区上下水道管布設工事（その7）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和4年3月28日まで
- 4 請負金額 272,800,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市吉川一丁目28番地8
氏名又は名称 日清建設株式会社東部営業所
代表者職氏名 所長 早川明男

令和3年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区上下水道管布設工事（その7）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第46号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区水路工事（その8）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和4年3月28日まで
- 4 請負金額 275,000,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市大字吉川714番地3
氏名又は名称 金杉建設株式会社吉川支店
代表者職氏名 支店長 藤沼修

令和3年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区水路工事（その8）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。